

国内募集型企画旅行条件書

観光庁長官登録旅行業第2号
一般社団法人 日本旅行業協会 正会員



☆お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

☆この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は(株)日本旅行(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1) ①当社、②旅行業法で規定された「愛託営業所」(以下①②を併せて「当社ら」といいます。)にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の額を添えてお申込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。また本項③に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額戻します。

旅行代金の額	申込金(おひとり)
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローンご利用の場合は異なります。※上表内の「旅行代金」とは第7項③の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

- (2) 当社は、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社から予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内にお申込金の支払いがなされないときは、当社は、お申し込みはなかったものとして取り扱います。

- (3) 旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、本項①の申込金を受領したときに成立るものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第21項の定めによります。

- (4) 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。

- (5) 本項④の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

6. 団体・グループ契約

- ア. 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項②~⑤の規程を適用します。

- イ. 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間に行います。

- ウ. 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

- エ. 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

- オ. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者が契約責任者とみなします。

3. ウエイティングの取扱い

- (1) お申込みの段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様を「ウェイティングのお客様」として登録し、お客様の申し込みを受けられるよう努力するなどあります。これを「ウェイティング登録」といいます。この場合でも当社はお申込金相当額を差し控えます。この時点では旅行契約は成立していません。なお、「当社がお申し込みをお手続きできる旨を通知する前のお客様よりウェイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただけたる期限までに結果としてお申込みを承認できなかった場合」は、当社は当該申込金相当額を払戻しいたします。

- (2) 本項①の場合における、ウェイティング登録にかかるコースの予約成立は、当社がお客様のお申込みを承諾できる旨の通知を行い、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

- (3) お預かりした「申込金相当額」は予約成立となった時点で「申込金」として取扱います。

4. 申込条件

- (1) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。

- (2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることができます。

- (3) 健康害をされている方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。旅行契約成立後にこれらの方の状態になった場合はお申し出ください。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。

- (4) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれを申し出していくことがあります。

- (5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することでない場合は旅行契約のお申し込みを断り、又は旅行契約を解除させていただことがあります。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

- (6) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断等を加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一時の費用はお客様の負担となります。

- (7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件をお付けてお受けすることができます。

- (8) お客様のご都合により旅行の行程から離団される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定期等の書面による連絡が必要です。

- (9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることができます。

(10) お客様が暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は経営会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることができます。

(11) お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合はご参加をお断りすることができます。

(12) お客様が風流説布し、偽証を用いて若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行った場合はご参加をお断りすることができます。

(13) その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

(1) 当社は第2項③に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。

(2) 本項①の契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用地定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申込みに関しては旅行開始日までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)をお渡しいたします。

(3) 第2項③に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあつたときは、確定書面のお渡し前であっても当社は手配状況についてご説明いたします。

(4) 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項①の契約書面に記載するところによります。ただし、本項②の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

(5) 第2項③に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあつたときは、確定書面のお渡し前であっても当社は手配状況についてご説明いたします。

6. 旅行代金のお支払い期日

- (1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基準日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。

- (2) 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始前の当社が指定期日までにお支払いいただきます。

7. 旅行代金の適用

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方はこども代金となります。

- (2) 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。

- (3) 「お支払い対象旅行代金」は、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」(ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」)をいいます。この合計金額は、第2項①の「申込金」、第13項①の「取消料」、第14項①の②の「違約料」、および第20項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。

- (2) 旅行代金はパンフレットに表示されています。出発日とご利用人数でご確認ください。

- (3) 「お支払い対象旅行代金」は、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」(ラブ「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」)をいいます。この合計金額は、第2項①の「申込金」、第13項①の「取消料」、第14項①の②の「違約料」、および第20項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

9. 旅行代金に含まれないもの

第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)

- (2) クリーニング・電報電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。

- (3) 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」と記載される箇所・区間内の入場料金・交通費

- (4) 1人部屋を使用される場合の追加代金

- (5) 希望者のみ参加されるオプショナルツアー(別途料金の小旅行)の料金

- (6) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金、交通費等)

- (7) ご自宅から発着までの交通費・宿泊費

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他との間の交渉に伴うたるやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が開示し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行の日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

① 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

② 当社は本項①の定める適用運賃・料金の大額な減額がなされるときは、本項①の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

③ 第10項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することができます。ただし、当該契約内容の変更のためその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料・違約料その他の既に支払い、又はこれから支払なければならない費用はお客様の負担とします。

④ 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる場合をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます。

12. お客様の支拂

(1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。

(2) この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様につき1,000円+消費税)とともに当社に提出していただきます。(既に航空券等を発行してい

る場合には、別途再発券等に関わる費用を請求する場合があります。)

(2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

13. お客様による旅行契約の解消

(1) 旅行開始前

① お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申し込みの営業所の営業日・営業時間内に解除する旨を、お申し出いただいた時を基本とします。

表1 取消料

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって右記日拂り旅行以外	右記日拂り旅行(夜行含む)
①21日前に当たる日以前の解除	無料 無料
②20日前に当たる日以降の解除(③~⑦を除く)	旅行代金の20% 無料
③10日前に当たる日以降の解除(④~⑦を除く)	旅行代金の20% 旅行代金の20%
④7日前に当たる日以降の解除(⑤~⑦を除く)	旅行代金の30% 旅行代金の30%
⑤旅行開始の前日解除(⑦を除く)	旅行代金の40% 旅行代金の40%
⑥旅行開始日の当日の解除(⑦を除く)	旅行代金の50% 旅行代金の50%
⑦旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100% 旅行代金の100%

【宿泊のみご予約になった場合】

予約を取り消された場合は、クーポン発行店で、旅行代金に対して、次の率による取消料をいただき残額を払い戻します。払い戻しについては、宿泊日から1ヶ月以内にお申出ください。

宿泊当日、券面人員が減少した場合は、ご宿泊の施設にて証明をお受けいただきます。この場合、お申し込みの営業所で所定の払い戻しをいたします。

ただし、宿泊のみであっても、特定の施設又は特定日(年末年始、ゴールデンウイーク等)の場合は別途パンフレットに定める取消料が適用となります。

表2 取消料(宿泊のみご予約になった場合)

旅行開始後の解約日	当日	前日	2~3日前	4~5日前	6~7日前	8~20日前
または無連絡不参加	50%	20%	無料			
1~14名	100%	50%				
15~30名	100%	50%	20%		無料	
31名以上	100%	50%	30%	10%		

【個人包括旅行運賃の航空券を利用したご予約になった場合】

航空会社が設定する航空券を利用する国内募集型企画旅行契約であって、契約書面において旅行代金が利用されること、航空会社の名称、当該航空会社に関する航空券が定める取消手数料、違約料、払戻手数料、その他の航空運送契約の解消に要する費用の条件及び金額を明示したものです。

表3 取消料(個人包括旅行運賃を利用したご予約になった場合)

旅行契約の解約日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって取消料(おひとり)
①21日前に当たる日以前の解除	旅行契約解約時の航空券取消料等の額以内
②20日前に当たる日以降の解除(③~⑦を除く)	旅行代金の20%または旅行契約解約時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
③10日前に当たる日以降の解除(④~⑦を除く)	旅行代金の20%または旅行契約解約時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
④7日前に当たる日以降の解除(⑤~⑦を除く)	旅行代金の30%または旅行契約解約時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
⑤旅行開始の前日解除(⑥~⑦を除く)	旅行代金の40%または旅行契約解約時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
⑥旅行開始日の当日の解除(⑦を除く)	旅行代金の50%または旅行契約解約時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
⑦旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

注) 本項①の①の「旅行代金」とは第7項③の「お支払対象旅行代金」をいいます。

② お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に 대해本項①の①の取消料が適用されます。

③ お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

ア. 第10項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第20項の表左欄に掲げるものの、その他の重要なものであるときに限ります。

イ. 第11項①の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

エ. 当社がお客様に対し、第5項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡しなかったとき。

オ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

カ. 旅行代金の金額が当社の負担となる場合において、旅行代金が増額されたとき。

ダ. 当社は旅行代金の金額が当社の負担となる場合において、旅行代金が増額されたとき。

エ. 当社は旅行代金の金額が当社の負担となる場合において、旅行代金が増額されたとき。

14. 当社による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

①当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の 参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

イ. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

エ. お客様が、契約内容に關する合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

オ. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのばって 13 日目(日帰り旅行にあっては 3 日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

カ. キャンセル目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのそれが極めて大きいとき。

ギ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがある極めて大きいとき。

②お客様が第 6 項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第 13 項(1)の①に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

③お客様が第 4 項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

(2) 旅行開始後

①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。

ア. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同じ他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となつたとき。

②当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだに提供を受けない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、旅費料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

③当社は、本項(2)の①の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様の負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

④お客様が第 4 項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

15. 旅行代金の払い戻し

当社は、第 11 項の規定により旅行代金が減額された場合又は第 13 項及び第 14 項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

16. 施程管理

(1) 当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行ないます。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。

①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。ただし、本項(6)の個人旅行プランを除きます。

②本項(1)の記載を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。

③お客様は、旅行開始後旅行終了までの間ににおいて団体で行動していくときには、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

【添乗員同行プラン】

(3) 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までとします。

【現地添乗員同行プラン】

(4) 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本項(3)における添乗員の業務に準じます。

【現地係員案内プラン】

(5) 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、当社は現地において当社が手配を代行させる者により、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわせ、その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。

【個人旅行プラン】

(6) 個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご出前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

17. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があつたときに限ります。

(2) 例え、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

②運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害

③運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

④官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

⑤自由行動中の事故

⑥食中毒

⑦盗難

⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

(3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があつたときに限り、お客様 1 名につき 15 万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

18. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社契約の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を利用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

19. 特別補償

(1) 当社は第 17 項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として 1500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により 1 万円～5 万円を支払います。

携行品にかかる損害補償金は、旅行者 1 名につき 15 万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は二つについては、10 万円を限度とします。

(2) 当社が第 17 項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

(3) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を受取して実施される小旅行(オプショナルツアー)のうち、当社が実施する募集型企画旅行については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。

(4) ただし、日程において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日にいては、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいません。

(5) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のカジダインピング、山岳登はん、ボスプレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、主たる旅行契約の一部として取り扱います。

20. 旅館保証

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変

イ. 戦乱

ウ. 暴動

エ. 官公署の命令

オ. 航空、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ. 参加旅行者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

②第 13 項及び第 14 項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合には、当社は変更補償金を支払いません。

④当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき、旅行代金に 15% を乗じた額をもって限度とします。またお客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が 1,000 万円未満あるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

⑤当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

⑥当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

⑦当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

⑧当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

⑨当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

⑩当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

⑪当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

⑫当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

⑬当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

⑭当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

⑮当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

⑯当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

⑰当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

⑱当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

⑲当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

⑳当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

㉑当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

㉒当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

㉓当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

㉔当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

㉕当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

㉖当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

㉗当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

㉘当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

㉙当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

㉚当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

㉛当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

㉜当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

㉝当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

㉞当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

㉟当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになつた場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。

<